

相続税・贈与税の連帯納付義務 (税務署長等の手続・利子税等の納付)

1. 税務署長による連帯納付義務者への通知等

(1) 本来の納税義務者に対し相続税の督促状を発した後の連帯納付義務者への通知

納税義務者が納期限までに相続税を納付しない場合、税務署長等は、まず納税義務者に対し国税通則法に規定する督促をします。さらに、その相続税がその督促にかかる督促状を発した日から1ヶ月を経過する日までに完納されないときは、その相続税にかかる連帯納付義務者に対し、その相続税が完納されていない旨等を通知します(相法34)。

(2) 連帯納付義務者から相続税を徴収する場合の通知

税務署長等は、(1)の通知をした場合において、その通知にかかる相続税を連帯納付義務者から徴収しようとするときは、その連帯納付義務者に対し、納付すべき金額、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による通知を行います(相法34)。

(3) 連帯納付義務者に対する督促

税務署長等は、(2)の規定による通知を発した日の翌日から2ヶ月を経過する日までにその通知にかかる相続税が完納されない場合は、その当該通知を受けた連帯納付義務者に対し、国税通則法に規定する督促を行います(相法34)。

なお、連帯納付義務者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状が発せられた日から10日を経過した日までに完納しない場合、税務署長等の手続は、連帯納付義務者に係る財産の差押え(徴収法47)や換価(動産の売却処分等・徴収法89)等の国税徴収法に規定する滞納処分に移行します。

2. 連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合の延滞税を利子税に代える特例

(1) 概要

連帯納付義務者が相続税の連帯納付義務を履行する場合は、その相続税を法定納期限後に納付することになるので、本来は年14.6%(原則)の割合の延滞税を納付する必要があります。

しかし、納期限までに相続税を納付しなかった直

接の責任は本来の納税義務者にあり、連帯納付義務者に延滞税の納付までを求めることは酷です。そこで、連帯納付義務者が一定期間内に相続税を納付する場合には、負担軽減のため、延滞税に代えて年7.3%(原則)の利子税を納付することとされます。

具体的には、連帯納付義務者が納付基準日(注)までに、「相続人又は受遺者が2人以上いる場合の相続税の連帯納付義務」(相法34・本誌514参照)の規定により、本来の納税義務者の相続税を納付する場合、連帯納付義務者が延滞税の負担を不当に減少させる行為をした場合を除き、その相続税の納期限の翌日から納付基準日又はその相続税を完納する日のいずれか早い日までの期間に対応する部分については、本来の延滞税に代え、その期間に対応する部分の利子税を納付します(相法51の2)。

(注)納付基準日とは、前述1.(2)に規定する納付通知書が発せられた日の翌日から2ヶ月を経過する日又は相続税法34条8項の督促に係る督促状が発せられた日のいずれか早い日をいいます。

(2) 利子税の額の特例

(1)の利子税の割合には特例が設けられており、各年分の特例基準割合が年7.3%に満たない場合、その年の利子税の年7.3%の割合を、特例基準割合(現行年4.3%)に読み替えます(措法93)。

(3) 納付基準日後に相続税を納付する場合

連帯納付義務者が納付基準日後に前述1の相続税を納付する場合は、(2)に規定する利子税に加え、本来の納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、その納付基準日の翌日からその相続税を完納する日までの期間に応じ、年14.6%(納付基準日の翌日から2ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて算出した金額に相当する延滞税を併せて納付することになります。ただし、この年7.3%の割合については、前述(2)の利子税の割合と同様の読み替え規定が設けられており、現行の割合は年4.3%となります(措法94)。